

ふるさと納税ワンストップ特例について

ふるさと納税をされた方が一定の条件を満たした場合に、簡素な手続で確定申告が原則不要になる制度です。同封しました「**寄附金税額控除に係る申告特例申請書**」(ワンストップ特例申請書)に必要事項を記入の上、送付していただきますと、青森県から、寄附金税額控除に必要な情報を住所地の市区町村に通知いたしますので、寄附金控除の確定申告は必要ありません。

1 ワンストップ特例制度を利用できる方

- ①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方
- ②ふるさと納税をされる自治体数が5団体以内の方

2 ワンストップ特例制度の申請方法等

ワンストップ特例申請書に必要事項を記入の上、次の書類と一緒に青森県税務課へ送付してください。

※ 転居による住所変更等、**提出済の申請書の内容に変更があった場合は令和6年1月10日までに**、青森県税務課へ変更届出書を提出する必要があります。

3 ワンストップ特例申請書と一緒に提出が必要な書類

次の書類(番号確認するための書類と身元確認するための書類の両方)の写しをワンストップ特例申請書と一緒にご提出ください。

番号確認		身元確認	
(1)	個人番号カード <input type="checkbox"/>	個人番号カード	<input type="checkbox"/>
(2)	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> 通知カード(当該通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る。) / 住民票の写しや住民票記載事項証明書(個人番号が記載されたもの)	【以下の書類から1点】 <input type="checkbox"/> 運転免許証 / 運転経歴証明書 / 旅券(パスポート) / 身体障害者手帳 / 精神障害者保健福祉手帳 / 愛護手帳(療育手帳) / 在留カード / 特別永住者証明書 / 税理士証票 / 顔写真付き学生証 / 顔写真付き身分証明書 / 顔写真付き社員証 / 顔写真付き資格証明書 / 戦傷病者手帳 / 公的医療保険の被保険者証 / 年金手帳 / 児童扶養手当証書 / 特別児童扶養手当証書 / プレ印字申告書 / 手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書	
(3)	◎ (1)~(3)のいずれかの組合せの書類をご用意ください。	【以下の書類から2点】 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 学生証(顔写真なし) / 身分証明書(顔写真なし) / 社員証(顔写真なし) / 資格証明書(顔写真なし) / 地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書 / 納税証明書 / 印鑑登録証明書 / 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) / 住民票の写し / 住民票記載事項証明書 / 母子健康手帳 / 特別徴収税額通知書 / 退職所得の特別徴収票 / 納税通知書 / 源泉徴収票 / 特定口座年間取引報告書	

※ は確認用としてご使用ください。

提出書類がそろわないと、ワンストップ特例制度による寄附金控除は受けられませんので、提出の際は十分にご確認ください。

また、ワンストップ特例を申請した後に確定申告をする場合は、**確定申告が優先され、ワンストップ特例申請は無効となります。**



4 申請期限

令和6年1月10日まで(必着)

〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1
 青森県総務部税務課 あおもりふるさと寄附金担当
 電話 017-734-9064 / FAX 017-734-8008
 furusatokifukin@pref.aomori.lg.jp